

市民サービスグループだより

平成26年3月

■ 交通事故にご注意ください！

雪解けに伴い、本格的な観光・レジャーシーズンを迎え、運転する機会も多くなることから、交通量も増加する季節となります。また、4月6日から4月15日の期間で「春の全国交通安全運動」が実施されます。ドライバーや歩行者のみなさんは、交通事故には十分注意し、特にドライバーは次のことを心がけましょう！



- ① 子どもの飛び出しや高齢者の横断に対応できる安全な速度で思いやりのある運転をしましょう。
- ② 交差点等の自転車の有無や動きをしっかりと確認しましょう。
- ③ 全ての座席の同乗者全員にシートベルトとチャイルドシートを正しく着用させましょう。
- ④ 飲酒運転の危険性や責任の重大さをしっかりと認識し、飲酒運転を根絶しましょう。
- ⑤ 時間にゆとりをもち、スピードダウンで安全運転を実践しましょう。

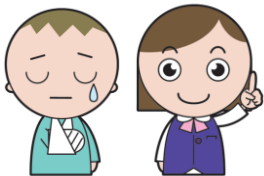
～ ストップ・ザ・交通事故 <めざせ 安全で安心な北海道> ～

■ 万一の事故に備え市民交通傷害保険に加入しませんか？

市では、市民の皆様が万一交通事故に遭遇した場合の保障制度として、「市民交通傷害保険」を取り扱っており、3月1日より加入受付を行っておりますので、是非、ご加入ください。

◆◆◆ こんな事故のとき保険金が支払われます ◆◆◆

万一のために！



- 車にはねられてケガ！ ● 自転車・バイクで転倒してケガ！
- 搭乗している車両（タクシー・電車・ベビーカーなども含みます）の事故によるケガ！ など

※ 車両にかかるケガが対象のため、歩行中の転倒によるケガは対象となりません。

- ◆ 保障内容（1口につき）
 - ・死亡保険金 100万円
 - ・通院保険金 5千円（1週間未満）～12万円（6か月以上）
- ◆ 保険掛金 1口 480円（一人2口まで加入できます）
- ◆ 保険期間 平成26年4月1日から平成27年3月31日まで
- ◆ 申込場所 登別市役所 本庁 1階 2番窓口 市民サービスグループ
登別温泉支所、登別支所、鷺別支所、若草分室
- ◆ お問い合わせ先 登別市市民サービスグループ 85-2139



■ 無料法律相談会を開催しています

市では、交通事故や金銭貸借、損害賠償、離婚などの法律相談を弁護士がお受けする、無料法律相談会を月に1回開催しています。

申込締め切り日等につきましては、毎月の「広報のぼりべつ」でご確認ください。

◎ 場 所：鉄南ふれあいセンター（幌別町）

◎ 申込方法：市民サービスグループ（85-2139）まで電話でお申し込み下さい。

平成26年度無料法律相談担当弁護士

実施月日	担当弁護士	実施月日	担当弁護士
4月19日	増川 拓 弁護士	10月18日	増川 拓 弁護士
5月17日	八木橋 俊輔 弁護士	11月15日	八木橋 俊輔 弁護士
6月21日	増川 拓 弁護士	12月20日	芝垣 美男 弁護士
7月19日	八木橋 俊輔 弁護士	1月17日	八木橋 俊輔 弁護士
8月16日	奈良 泰哉 弁護士	2月21日	奈良 泰哉 弁護士
9月20日	八木橋 俊輔 弁護士	3月14日	増川 拓 弁護士

※ 担当弁護士は都合により変更する場合があります。

ご不明な点等は市民サービスグループ（85-2139）までお問合せ下さい。



◇◆◇登別市消費生活センターからのお知らせ◇◆◇

■ 学力診断テストは無料でも…

高額な学習教材の契約に注意！

☆☆☆全国ではこのような事例があります☆☆☆

「子どもの学力診断テストをしないか」と電話があり、無料ということだったので気軽に業者に自宅に来てもらった。テストの結果、非常に学力が低いと指摘され不安になったところに、学習教材の購入を勧められた。3学年分の教材セットで50万円と高額だったが、子どもが気に入ったうえ、「専用ダイヤルで指導がある。家庭教師を頼むより安い」と言われその気になり、その場で契約し、後日一括で支払った。しかし、電話をしても教材の使い方での指導だけで学習指導は受けられず、教材もミスプリントばかりで不信感を抱いた。教材はほとんど使用していない。解約したい。（中学生〈男性〉の母親からの相談）



ひとことアドバイス

- 無料や数千円の学力診断テストの後に高額な学習教材の契約を勧められる相談が依然として寄せられています。
- 事例の他にも、夜遅くまで長時間勧誘されたり、「テストに出るところが分かる」などと説明されたりするケースもあります。
- 学習教材や学習指導の質等は、実際に利用してみないと分からず、契約の際に説明の真偽を確認するのは難しいものです。その場ですぐ契約せず、冷静に検討しましょう。
- 契約をする場合は、一度に多量、多額の学習教材は購入せず、最小単位で、せめて学年ごと、必要な科目だけ、契約するようにしましょう。また、契約書をよく読み、解約等の条件についてもよく確認することも大切です。困ったときは、消費生活センターに相談してください

登別市消費生活センター TEL：85-3491

（登別市中央町6丁目11番地 登別市役所市民サービスG内）

登別消費者協会 TEL：85-8307

火曜日～金曜日 10時00分～16時00分

（登別市千歳町3丁目1番地 労働福祉センター内）